

(参考) 1. 国産車・輸入車別のリコール届出件数及び対象台数の年度別件数
(昭和44年度～平成21年度)

年度	国産車		輸入車		計	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
44	76	2,561,623	89	8,610	165	2,570,233
45	24	1,495,096	10	2,078	34	1,497,174
46	10	794,893	8	1,955	18	796,848
47	16	190,695	15	4,769	31	195,464
48	6	662,877	12	6,412	18	669,289
49	6	108,887	7	2,889	13	111,776
50	8	56,342	13	3,670	21	60,012
51	9	151,518	11	3,399	20	154,917
52	15	1,675,857	7	7,958	22	1,683,815
53	21	710,252	11	8,942	32	719,194
54	8	189,477	9	5,551	17	195,028
55	17	502,331	7	13,117	24	515,448
56	12	460,925	6	11,425	18	472,350
57	15	467,577	6	5,277	21	472,854
58	20	470,907	8	1,877	28	472,784
59	11	585,767	8	28,481	19	614,248
60	6	138,397	21	26,377	27	164,774
61	10	176,305	20	9,841	30	186,146
62	23	1,323,055	25	78,238	48	1,401,293
63	15	632,721	28	123,658	43	756,379
元年	18	1,044,198	27	35,827	45	1,080,025
2	17	1,266,116	40	70,040	57	1,336,156
3	32	1,341,101	54	203,487	86	1,544,588
4	16	1,026,896	42	251,344	58	1,278,240
5	21	369,806	34	122,009	55	491,815
6	14	1,722,353	36	119,721	50	1,842,074
7	10	52,880	35	101,337	45	154,217
8	14	1,913,722	44	192,645	58	2,106,367
9	42	2,355,792	41	229,227	83	2,585,019
10	44	680,216	49	448,935	93	1,129,151
11	58	1,616,215	74	255,875	132	1,872,090
12	112	2,151,728	64	259,112	176	2,410,840
13	93	2,926,499	76	364,378	169	3,290,877
14	104	2,784,850	66	227,024	170	3,011,874
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
合計	2,452	69,473,132	1,634	5,880,623	4,086	75,353,755

装置リコール届出件数及び対象装置数

年度	国産装置		輸入装置		計	
	件数	対象装置数	件数	対象装置数	件数	対象装置数
16	1	6,196	2	100	3	6,296
17	0	0	1	435	1	435

18	0	0	0	0	0	0
19	3	123,428	0	0	3	123,428
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
合計	4	129,624	3	535	7	130,159

2. 自動車のリコール制度の概要

自動車の不具合による事故の未然防止を図るため、昭和44年度にリコール制度が創設され、平成7年からは、道路運送車両法においてリコールの勧告制度、罰則の適用等の規定が整備されました。また、自動車のリコールに関する不正事案が発生したこと等から、平成14年7月に道路運送車両法を改正し、リコール命令、罰則の強化、後付装置リコール制度の規定を設けたところです。

リコールが届出された場合、自動車メーカー等は、リコール届出直後から、ダイレクトメールでのユーザーへの通知等により、早期に回収・修理のための措置を講じることとされています。

また、国土交通省においては、車検時等の機会を捉えて自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）を使用して警告文を出力し、ユーザーに注意喚起するなど、回収率の向上を図れるようにしています。

3. 自動車のリコール情報の周知

リコール届出を受けて、国土交通省は、リコール内容を広く周知するため、その都度公表するとともに、国土交通省ホームページにリコール検索システム（<http://www.mlit.go.jp/RJ/>）を設けて情報提供をしています。

4. 自動車の不具合情報の収集システム等の設置

国土交通省は、自動車の不具合情報の収集の充実を図るため、

- ①24時間情報受付システム（電話番号：03-3580-4434）
- ②自動車不具合情報ホットライン（フリーダイヤル：0120-744-960、受付時間：9時30分～12時00分、13時00分～17時30分）
- ③国土交通省のホームページの自動車不具合情報コーナー（<http://www.mlit.go.jp/RJ/>）を設置し、情報受付を行っています。

5. 収集した不具合情報の公開

平成13年4月より、国土交通省に寄せられた不具合情報について、月毎にとりまとめ、国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/RJ/>）で公開（プライバシーに係る情報等を除く。）しています。